# 化学工学会　粒子・流体プロセス部会　ミキシング技術分科会会則

（総則）

第１条　本会は化学工学会 粒子・流体プロセス部会を構成する分科会の１つとして設置するもので、「ミキシング技術分科会」（英文名 : Working Party on Mixing, Fluid and Particle Processing Division, Society of Chemical Engineers, Japan）と称する（以下、本会と略す）。

（目的）

第２条　本会の会員相互の交流を通して学術、技術並びに経験を交換し、撹拌および混合（以下、混合と略す）技術の向上とその発展を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 混合技術に関する研究
(2) 研究会・討論会・講演会の開催
(3) 他の分科会、部会等との共催事業、共同研究など本会の目的を達成する有意義な事業
(4) 海外の同種パーティとの共同、協調事業
(5) 目的を定めた基金の設立と管理

（構成）

第４条　本会は粒子・流体プロセス部会会員（個人会員、法人会員、学生会員、部会特別会員、法人特別会員）のうち、混合技術に関心のある研究者、技術者によりなる個人会員と、本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人よりなる法人会員によって構成される。法人会員は本会に対して連絡担当者を定める。

（役員）

第５条　本会には次の役員をおくことができる。

会長１名、副会長若干名、評議員若干名、参与若干名、幹事若干名、監事２名。

２．役員の任期は２年とするが、評議員、参与はこの限りではない。

（幹事会）

第６条　幹事会は会長、副会長、幹事、監事により構成し、必要に応じて会長が召集する。

２．会長は必要に応じて評議員、参与を幹事会に招集することができる。

（事務局）

第７条　事務局は会長の下で、分科会の事務一般を掌握する。事務局員の任命は、幹事会の議を経て会長が行う。

（HP 担当）

第８条　HP 担当は分科会 HP の管理、運営を行う。HP 担当の任命は、幹事会の議を経て会長が行う。

（総会）

第９条　総会は年１回開き、役員の選出、庶務、会計報告その他必要な事項を決議する。

（会計）

第１０条　粒子・流体プロセス部会規約第 14 条ならびに同部会運営細則第８条、第９条に則る。

２．会費は本会としては徴収しない。

３．監事は分科会の会計監査を行う。

（会則の変更）

第１１条　本会則の変更は総会の承認をもって、行うことができる。

（付則）

第１２条　本会則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

２．平成 18 年 3 月 29 日より改正施行する。

３．平成 26 年 3 月 18 日より改正施行する。

４．令和 4 年 3 月 17 日より改正施行する。